

第 29 号議案

中野区立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則

上記の議案を提出します。

令和元年（2019年）6月7日

提出者 中野区教育委員会教育長 入野 貴美子

（提案理由）

元号を改める政令の施行に伴い、規定を整備する必要がある。

中野区立学校施設の開放に関する規則等の一部を改正する規則

(中野区立学校施設の開放に関する規則の一部改正)

第1条 中野区立学校施設の開放に関する規則(昭和60年中野区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。

附則第4項中「平成36年6月30日」を「令和6年6月30日」に改める。

(中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則の一部改正)

第2条 中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則(平成29年中野区教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

附則中「平成32年4月1日」を「令和2年4月1日」に改める。

(中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第3条 中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則(平成31年中野区教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)

第4条 中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(平成31年中野区教育委員会規則第3号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成34年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

(中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正)

第5条 中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇

等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年中野区教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年8月31日」を「令和元年8月31日」に改める。

（中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則の一部改正）

第6条 中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成31年中野区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年8月31日」を「令和元年8月31日」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

【第1条関係】

中野区立学校施設の開放に関する規則（昭和60年中野区教育委員会規則第12号）新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第16条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 平成30年7月1日から<u>令和6年6月30日</u>までの間における別表第3の規定の適用については、同表個人の項中「500円」とあるのは「250円」と、「250円」とあるのは「130円」と、「130円」とあるのは「70円」と、同表団体の項中「29,400円」とあるのは「14,700円」と、「6,000円」とあるのは「3,000円」と、同表備考(2)中「500円券」とあるのは「250円券」と、「2,500円」とあるのは「1,250円」と、「250円券」とあるのは「130円券」と、「1,250円」とあるのは「650円」とする。</p> <p>別表第1～別表第5（略）</p>	<p>第1条～第16条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1～3（略）</p> <p>4 平成30年7月1日から<u>平成36年6月30日</u>までの間における別表第3の規定の適用については、同表個人の項中「500円」とあるのは「250円」と、「250円」とあるのは「130円」と、「130円」とあるのは「70円」と、同表団体の項中「29,400円」とあるのは「14,700円」と、「6,000円」とあるのは「3,000円」と、同表備考(2)中「500円券」とあるのは「250円券」と、「2,500円」とあるのは「1,250円」と、「250円券」とあるのは「130円券」と、「1,250円」とあるのは「650円」とする。</p> <p>別表第1～別表第5（略）</p>

【第2条関係】

中野区立学校設備使用規則の一部を改正する規則（平成29年中野区教育委員会規則第5号）
新旧対照表

改正案	現行
<p>第4条 中野区立学校設備使用規則の一部を次のように改正する。</p> <p>（以下 略）</p> <p>附 則</p> <p>この規則中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から、第3条の規定は平成31年4月1日から、第4条の規定は<u>令和2年4月1日</u>から施行する。</p>	<p>附 則</p> <p>この規則中第1条の規定は平成29年4月1日から、第2条の規定は平成30年4月1日から、第3条の規定は平成31年4月1日から、第4条の規定は<u>平成32年4月1日</u>から施行する。</p>

【第3条関係】

中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則の一部を改正する規則
（平成31年中野区教育委員会規則第2号）新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>（経過措置）</p>	<p>附 則</p> <p>1（略）</p> <p>（経過措置）</p>

<p>2 この規則による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条第2項第1号の規定にかかわらず、施行日の前日において、この規則による改正前の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第7条第1項の規定による認定を受けている扶養親族（中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号）第11条第2項に規定する扶養親族をいう。）のうち同条例第11条第2項第4号に掲げる者（以下「扶養親族」という。）（以下「特定扶養親族」という。）の収入の合計額（改正後の規則第7条第2項第1号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下「収入の合計額」という。）が年額1,300,000円以上1,400,000円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額1,300,000円以上1,400,000円未満である場合その他これに準ずる場合にあつては、<u>令和元年度</u>に限り、教育委員会は、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。</p>	<p>2 この規則による改正後の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第7条第2項第1号の規定にかかわらず、施行日の前日において、この規則による改正前の中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例施行規則第7条第1項の規定による認定を受けている扶養親族（中野区立幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年中野区条例第14号）第11条第2項に規定する扶養親族をいう。）のうち同条例第11条第2項第4号に掲げる者（以下「扶養親族」という。）（以下「特定扶養親族」という。）の収入の合計額（改正後の規則第7条第2項第1号に規定する勤労所得、資産所得、事業所得その他の収入の合計額をいう。以下「収入の合計額」という。）が年額1,300,000円以上1,400,000円未満であり、当該特定扶養親族の収入の合計額が施行日以後引き続き年額1,300,000円以上1,400,000円未満である場合その他これに準ずる場合にあつては、<u>平成31年度</u>に限り、教育委員会は、特定扶養親族を扶養親族として認定するものとする。</p>
--	---

【第4条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則
（平成31年中野区教育委員会規則第3号）新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則 1・2 （略） （教員特殊業務手当に関する措置） 3 この規則による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則別表第2(4)の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、<u>令和4年3月31日</u>までの間にあつては、同項中「日額 3,000円」とあるのは、 「ア 指導業務に従事した時間が3時間以上4時間未満の場合 日額 3,000円 イ 指導業務に従事した時間が4時間以上の場合 日額 4,000円」とする。</p>	<p>附 則 1・2 （略） （教員特殊業務手当に関する措置） 3 この規則による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の特殊勤務手当に関する規則別表第2(4)の項の規定の適用については、同項の規定にかかわらず、<u>平成34年3月31日</u>までの間にあつては、同項中「日額 3,000円」とあるのは、 「ア 指導業務に従事した時間が3時間以上4時間未満の場合 日額 3,000円 イ 指導業務に従事した時間が4時間以上の場合 日額 4,000円」とする。</p>

【第5条関係】

中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(平成31年中野区教育委員会規則第6号) 新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日から<u>令和元年8月31日</u>までの間におけるこの規則による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第3号ウの規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは「5月の期間（平成31年4月以降の期間に限る。）」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日から<u>平成31年8月31日</u>までの間におけるこの規則による改正後の中野区立小学校及び中学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第6条の2第1項第3号ウの規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは「5月の期間（平成31年4月以降の期間に限る。）」とする。</p>

【第6条関係】

中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(平成31年中野区教育委員会規則第7号) 新旧対照表

改正案	現行
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日から<u>令和元年8月31日</u>までの間におけるこの規則による改正後の中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第7条の2第1項第3号ウの規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは「5月の期間（平成31年4月以降の期間に限る。）」とする。</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p>(経過措置)</p> <p>2 この規則の施行の日から<u>平成31年8月31日</u>までの間におけるこの規則による改正後の中野区立幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則第7条の2第1項第3号ウの規定の適用については、同号ウ中「5月の期間」とあるのは「5月の期間（平成31年4月以降の期間に限る。）」とする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。